放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

放課後等デイサービスについて、<u>現行の事業所を2区分に分けて報酬設定する方法(1)を改め</u>、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定。

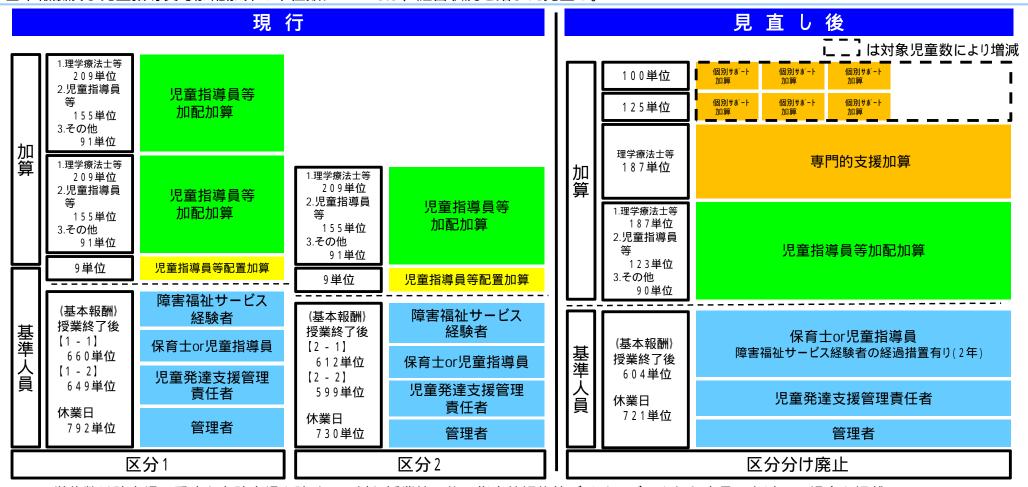
個別サポート加算: ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)への支援を評価

個別サポート加算: 虐待等の要保護児童等への支援について評価

専門的支援加算 : 専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価(2)

- ·(1)現行は、一定の指標に該当する障害児の数が5割以上である場合を「区分1」、5割未満を「区分2」として、基本報酬を2段階に設定
- (2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価

また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し(障害福祉サービス経験者を廃止)を行う。(経過措置有り) さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



単位数は障害児(重症心身障害児を除く)に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援センターの報酬等の見直し

児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。

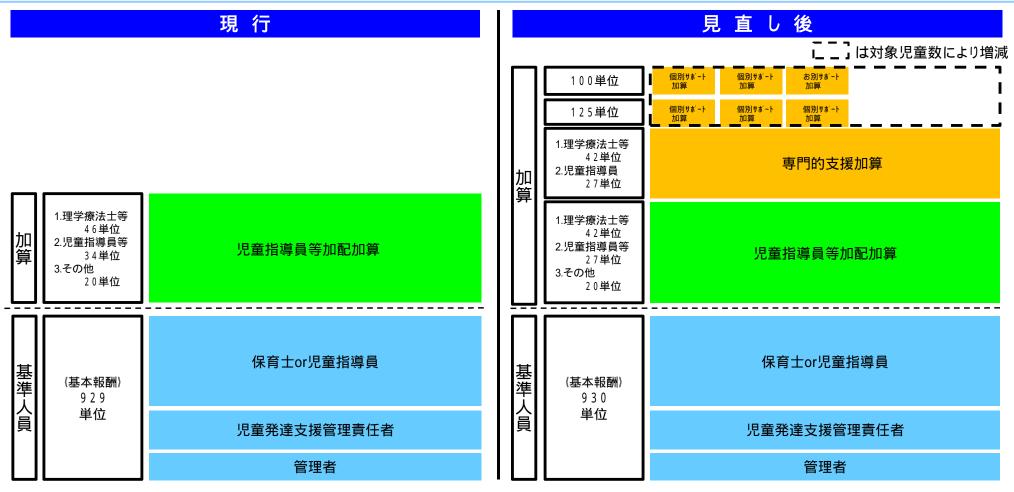
個別サポート加算 : <u>ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)</u>への支援を評価

個別サポート加算:**虐待等の要保護児童等**への支援について評価

専門的支援加算:専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価()

()理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員 を常勤換算で1以上配置した場合に評価

さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



単位数は障害児(難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く)に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援事業所(センター以外)の報酬等の見直し

児童発達支援事業所(センター以外)について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算 」を改め、<u>より手厚い支援</u> <u>を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算</u>に組み替える。

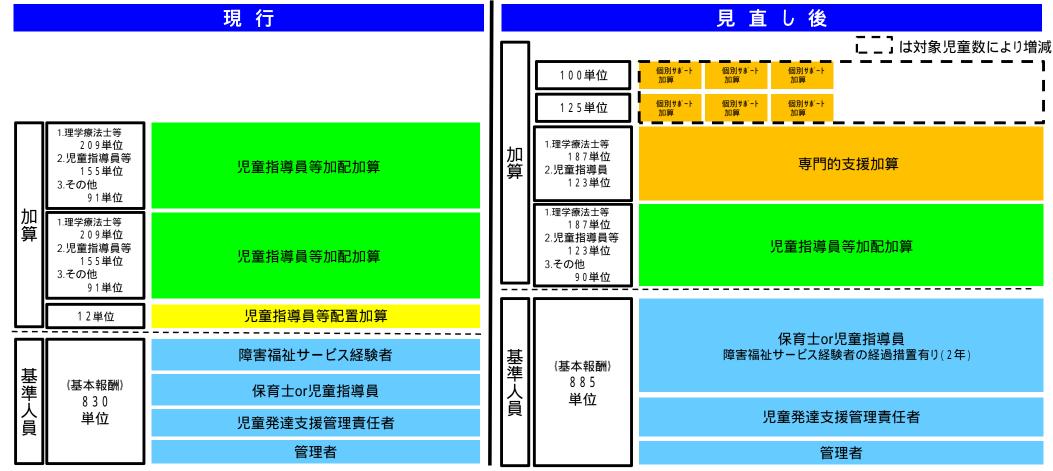
個別サポート加算 : <u>ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)</u>への支援を評価

個別サポート加算:**虐待等の要保護児童等**への支援について評価

専門的支援加算 : 専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価()

()理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員 を常勤換算で1以上配置した場合に評価

また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し(障害福祉サービス経験者を廃止)を行う。(経過措置有り) さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載上記図の高さは単位数とは一致しない

障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書(令和2年2月)を踏まえ、障害児入所施設の支援の質の向上を図るため、人員配置基準の見直し(4.3:1 4:1等)をするとともに、基本報酬の引き上げを行う。

障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行を推進するため、<u>ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価</u> 等を行う。

福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し

・主として知的障害児を入所させる施設(4.3:1)、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設(乳児又は幼児 4:1・少年 5:1)の 現行の職員配置について、質の向上を図る観点から 4 : 1 に見直すとともに、基本報酬の見直しを行う。

【人員配置基準の見直し内容】

区分	現行	見直し後
主として知的障害児を入所させる施設	4.3:1	<u>4 : 1</u>
主として盲児又はろうあ児を入所させる施設	乳児又は幼児 4:1 少年 5:1	<u>4 : 1</u>
主として肢体不自由児を入所させる施設	3.5:1	3.5:1

 ・就学児
 4.1 (3.1 まで加算で対応)

 ・就学児
 5.5:1 (4:1まで加算で対応)

【基本報酬の見直しの内容】 定員が31人以上40人以下の場合の例

主として知的障害児を入所させる施設 (現行)655単位 (見直し後)688単位

ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価

・施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、 報酬上の評価を行う。(利用定員、提供児童等に応じた単位を設定 8~159単位)

【ソーシャルワーカーの概要】

区分	概 要	
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者	
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	
主な役割	・入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など	